

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	折方地区 (折方集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月18日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・区域内の7割弱の農地が1人の担い手によって耕作されているが、年齢が80才を超えており、農業後継者等への農地の移行が円滑に実施できるかが課題である。
- ・農地は未整備のため、小区画・不整形であるため担い手農家の規模拡大の支障になっている。
- ・現状では農地が湿田であるため、水稻以外の作物の栽培は困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としつつ、高収益作物である野菜等の作付ができるよう担い手を中心に集落、耕作者全体で検討していく。また市、県とも連携し減農薬、減化学肥料の取組みを検討する。
- ・水路、農道等の管理については集落全体でできるような仕組み作りを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は隣地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

区域内の7割強の農地が1人の担い手農家によって耕作され、集積化が図られている一方、その農地は未整備田であり、農地の効率的な利用のため、農業委員・農地利用最適化推進委員の協力の下、畦畔の除去等農地の大区画化を目指す。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し借りは原則として農地中間管理事業を活用するよう担い手を含めて集落全体で検討していく。

(3) 基盤整備事業への取組

農地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の実施について検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

将来的に耕作されない可能性の高い農地が増加することも見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAとも連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合、農業サービス事業体等による農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる水稻育苗作業は、JA兵庫西への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

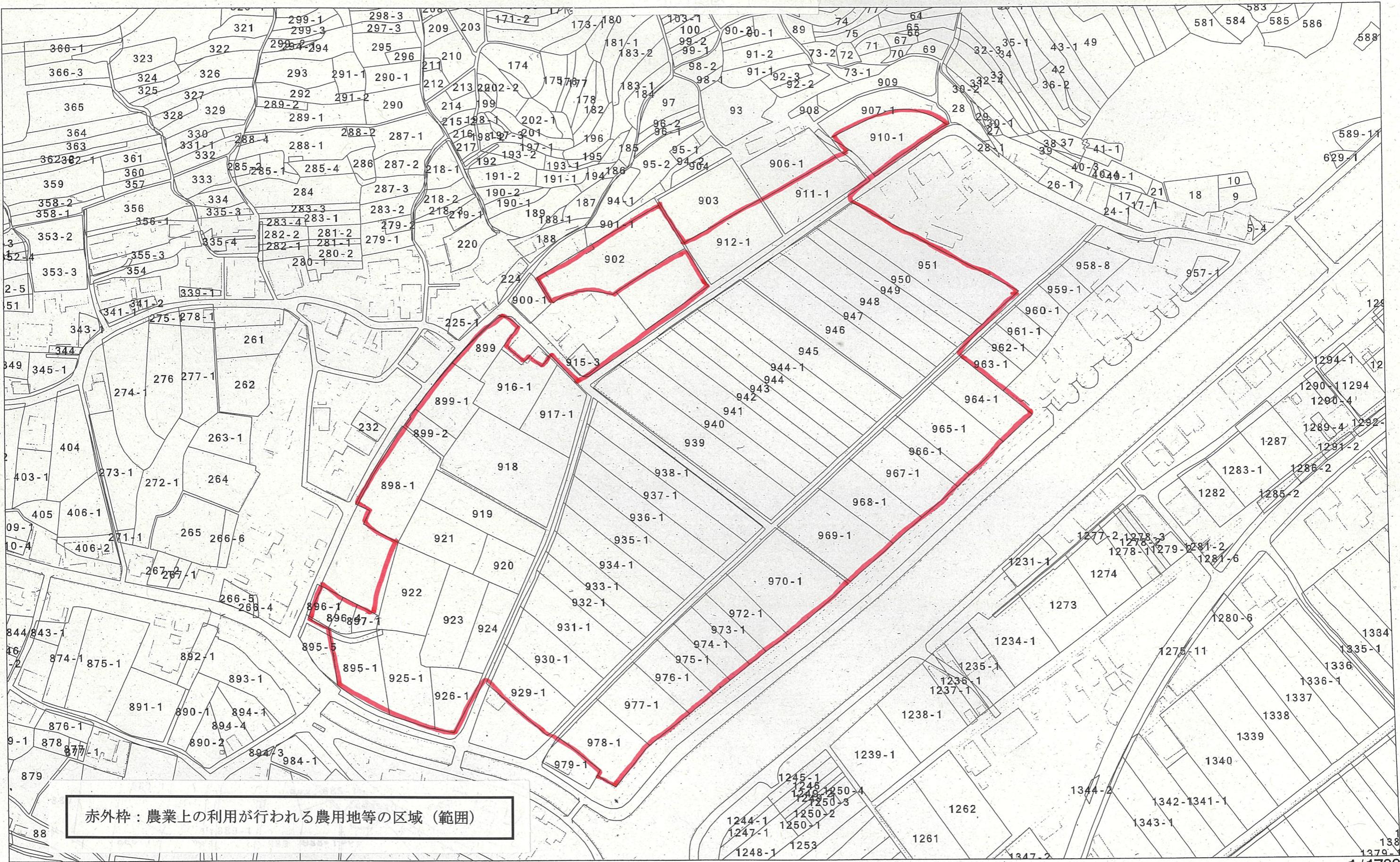
①鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵の設置等の対策について、集落全体で検討する。

⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針

地域住民・耕作農家が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。

赤穂市 折方 地区



赤外枠：農業上の利用が行われる農用地等の区域（範囲）